

平成 29 年度第 1 回神戸市市民福祉調査委員会 議事要旨

1. 日時 平成 30 年 1 月 22 日（月）午後 1 時 30 分～3 時 32 分
2. 場所 神戸市役所 1 号館 2 8 階第 4・第 5 委員会室
3. 議題 “こうべ” の市民福祉総合計画 2020 の検証・評価について（平成 28 年度）
4. 報告 （1）神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（案）について
（2）しあわせの村のあり方検討について

1. 議題（1）“こうべ” の市民福祉総合計画 2020 の検証・評価について（平成 28 年度）

事務局より資料 3～5 の説明

○評価というのは、難しいということを改めて感じる。資料 4 にもあるように、各委員からかなり厳しいご意見をいただいている。政策や事業の評価となると、単独の事業の評価をしていくことは、まだシンプルであるが、総合的に評価するというのは難しい。国は「地域福祉計画」が、個別計画の上位計画であるという位置づけをしているが、予算的にも、権限的にも「上位」ということの意味合いが反映されていない。個別計画の中にある事業をどんなふうに総合的な計画として見て評価するのかということも国も指摘はしていない。

例えば国は、「地域共生社会の実現」と言っているが、これをどのように評価するのか。当然地域共生社会の実現というのは、ある程度の時間を想定しなければならないが、一方で、年度毎に評価をやっていかなければいけない。そういう意味で、ますます評価が難しくなっており、小委員会でも、暗中模索している。しかし、市民福祉の大きな理念、具体的な目標、そこに掲げられた個別の事業という形で評価をしていかざるを得ないという認識を持っている。

国は地域共生社会を具体的に「地域包括ケア」という形で言っており、医療、介護、生活支援、住まい、予防という様な大きな領域があり、どのように援助ができたのかという、社会福祉のスキルも問われてくる。

市民福祉総合計画の最初の具体的目標でもある「フォーマルサービスの安定的供給」では、どうしても人材不足ということで、量的不足を考えがちであり、質の面が二の次、三の次になっていたような気がする。そういう意味では、生活保護ケースワーカーの自立支援スキルを初め、各種援助職のスキルをどのように高めていくかということも、この「人

材」ということには大きな意味がある。とりわけ生活支援等のスキルについて、神戸は国より先んじてきたわけだが、この援助のスキルをどのように評価の中に入れていくか、そのスキルがどのように事業に反映されたか、どんな効果があったかということを見ていく必要があると思っている。

○13ページの最後で非常に大事なことを言っていた。「定期的に地域活動に参加している人の割合は20.2%になっている。今後より多くの人の参加を広げるために、取り組んでいきたい」と。

防災訓練をすると、要援護者の方の参加がない。個人情報保護の問題があって、必要な人たちが参加してくれないという問題。そこに矛盾がある。自治会活動においても、次の後継者というのが非常に難しい。

そういう意味で、次の人たちがしやすいような方法論を皆で討議できる場がないのかなと思っている。非常に立派なことを書いているが、具体的にどうするのか私たちも非常に悩んでいる。その辺の問題について、行政はどういうふうに考えているのか。

●新しい担い手を今後どう育てていくかという問題であるが、日頃から要援護者の活動の中でよく地域団体から、新しい人を育てていかないといけないが、それが結構難しいということを知っている。

地域の皆さんがされている活動をもっといろんな方にPRしていくということが大事だと思っており、それについて重点的に考えていきたいと思っている。

○2点ありまして、1つ目は、新しい検証・評価シートについて。今回の計画が、大きな理念の部分の評価と個別の事業の評価との関係性が非常に難しいということで、小委員会において議論をし、この新しい検証・評価シートの案についても議論した。

資料でいうと22ページと新しい検証・評価シートの改正案がちょうど比較できる形になっているかと思う。小委員会では、個別の事業の評価が、どんなふうに市民福祉総合計画の大きな理念の部分につながっているのかということが、個別の検証・評価シートだと、見えにくいというお話をさせていただいた。

22ページのアとイの主な今年度の取組みの実施状況の前に、今年度は一体何を目標にするのかという具体的な数字や、今後この5年間で大きな理念を達成していくために、具体的にこの5年間で何をどう達成したいのか、どんなことを目標にしていたのかということの目標を書くべきではないかというお話をした。

それで、新しい検証・評価シートの案が、恐らく大項目、中項目、小項目と一番上のと

ころが「目標」という言葉に置きかわってはいるが、言葉を変えらるということではなくて、5年間で一体何を達成したいのかという具体的な目標をちゃんと掲げて、1年でどこまで達成できたのかということがちゃんと評価すべきではないかというお話の趣旨で述べさせていただいた。この5年間で達成する目的をもう少し具体的に書くべきではないかということで、検証・評価シートについては、新しい物を検討したほうがいいのかなと思っている。

2点目は、計画の大きな理念「ソーシャル・インクルージョン」を達成するため、主体的な、自発的意思を持った市民が、地域社会の課題解決に向かっているローカルガバナンスということ、市民福祉総合計画2020の特徴的なところとして書くところから関わらせていただいた。

市民の能動的参画の促進をどうしていくのか。行政のフォーマルサービスだけではなく、地域福祉を達成するためには、市民の担い手をどう増やしていくのかということが重要で、平成28年度の検証ではそこがまだ弱いということを改めて感じている。平成30年度以降はその充実が重要ではないかなと思う。

●1点目の検証・評価シートの改正についてご指摘もいただいたが、目標に関しては言葉が変わっているだけではなく、改正案の趣旨・目的のところ、数値化できるものに関しては数値化していくべしと考えている。小委員会会長からもお話があったように、この計画自身が、分野別計画の横串の計画になっているというところで、数値化しづらい部分もある。そういった部分に関しては、工夫もしていきたいと思っており、資料4の13ページにて、それぞれの一つずつの方向性の評価で終わっていたところを、評価の濃淡が出るような書き方ができないかということで少し工夫をさせていただいた。計画は、28年度から32年度まで続くので、これからはブラッシュアップをして、効果的な検証・評価ができるように努めていきたいと思う。

○この1年間、自治会に潜り込んで、地域の人たちと一緒に、防災の話を含めていろんなことをやってみた。しかし、言葉の問題もあり、住民になかなか伝わらない。例えば、この4つの基本理念の中に、「フォーマルサービス」とあるが、その「フォーマルサービス」がわかる住民はほとんどいない。インフォーマルとの区別がつかない。他にも「地域福祉のプラットフォーム」と言っても、これが一般の住民にはわからない。だから、一般の住民の立場に立って言葉を選んでいかなければいけない。「ソーシャル・インクルージョン」を「地域共生社会」という等これからやっていただきたい。

それと、もう一つは、市民福祉調査委員会に昭和52年から関わっているが、医療の接点を含めて、この市民福祉調査委員会では限度があると思う。様々な行政が一緒になってやっていかなくてはいけない。逆に言うと、神戸市の行政の組織のあり方ももう一度考え直さなくてはいけない時代に来ているのではないかと思う。そういうことをどうお考えになっているか教えて欲しい。

○第1点目について。横文字系を含めて、きちんと説明する必要があると思う。分厚くなるのを避けるという気風が現在庁内にあるので、その影響も受けたかもしれないが、やはり、最終的には市民に読んでいただく、理解して、そして市民も行動していただくという趣旨なので、説明不足のところをきちんと補っていきたいと思う。

第2点目について。150万都市で専門分化した組織、そしてまた区役所にも分かれている、そしてNPOを初め民間の社会福祉法人や地域団体等ということで、役所だけではなくて、その横串というのが本当に難しい。神戸市の地域コミュニティ施策の基本方針というのは、別の部局がやっている。それからまた別にこども部局もある。市民福祉の条例ができた時の背景とは違って、本当に多様化し、かつ煩雑化し、そして、それがまた個別化した組織の対応関係になっていることによって、総合的な横串になるような、施策の展開がとても難しい。

それをどうするのかという時に、この委員会のあり方も含めて、恐らく組織の意思決定のあり方も含めて、行政のあり方も含めて、行政改革的な発想をしないと、今の時代に追いつかないのではないか。医療、リハビリ、子ども、生活困窮、まちづくり、住まい、本当に多分野に渡っている。これが地域福祉の実態かと思うが、神戸は、総合福祉計画を地域福祉計画と位置づけているので、そういう総合性をどんな形で担保できるか、また、それを実行できるような組織のあり方、意思決定のあり方もやはり検討していただかないといけないと思っている。

●昔で言うと、本当に市民の方が社会福祉の五法とふれ合う機会が一生のうちに幾つあったかという、本当に少なかったと思う。しかし、それが震災であったり、あるいは経済のグローバル化で、特に現在こども家庭局でやっている若い世代の生活困難であったり、経済格差というのが問題になっている。健康の分野でも別途健康格差の問題も今、取り上げているところだが、行政の組織のあり方という点について言うと、プロジェクトチーム方式でやっていくしかないと思う。具体的な例を申し上げますと、暮らしの問題、生活困窮者の問題については、当時の総務部長がプロジェクトチームのリーダーになり、区役所の

いろんな分野、例えば子育て支援であったり、国保の窓口であったり、住民票の部署、建設局、環境局等を集めてやらせていただき、それが、今現在は生活福祉部、あるいは区役所のくらし支援窓口につながっている。それ以外も、ゴミの問題は環境局中心にプロジェクトチームをつくっており、条例もできた。空き家の問題についても、市長が問題提起をしているところで、プロジェクトチーム方式でできないかということをやっている最中である。

ただ、組織の仕事のあり方について常に見直すことは必要で、ある程度全市で標準的な手順というの也要るわけで、そういう問題ともども今やらせていただいている途中である。○「地域共生社会」というふうに言われているが、私は非常に違和感がある。「共生」という言葉は、昔は非常に病理的なことを指す言葉だった、寄生し合うとか。だから、お互いがいなければ生きていけないという状況を指すことが多かったと思う。そういう意味でいうと、例えば、住民の皆さんたちは、援助の人とか困っている人と本当に寄生し合う関係なのかという、どうも離れているというか、接点がなかなか見つけにくい。あるいは、住民の皆さんと行政や専門職が寄生し合っているのかという、どうも寄生し合っていない。

そういう目で見えていくと、福祉の施策がとても拡大をしてきたと思う。今の「共生」という関係で見ると、例えば、当事者が要求運動を起こして、国民運動とか、市民運動とか、住民運動をやって、それに応えなきゃいけない福祉官僚がどんどん増えてきた。こうやって厚労省は大きくなってきた。国民運動が盛んになれば、行政がしっかりしないといけない。財政を説得して、福祉国家にしなきゃいけないということでやってきたが、成長がとまりかかっているし、お金が必ずしも広く国民に行き渡らない。タックスヘブンに流れる一方、生活困窮が生まれてきている。つまり、正しい共生関係になってないのではないのかというのが私の一番言いたいこと。

では、その共生関係をどのように作っていくかと考えると、今までのあり方を根本から見直さないと難しいのではないか。例えば、家族や親族のもとに、足りないものを行政サービス・専門職が担っていこうということでやってきたが、家族自体が、大きく変わりつつある。最後の砦になる家族が、もう責任をもてなくなっている。家族で虐待が起きたり、殺人が起きたりしている。家族にかわる何か新しいものが今、必要とされているのではないかと。

「地域家族」や「こども食堂」等がポツポツ生まれてきているのは、そういう何か新し

い家族を求めているのではないか。最後に一緒になって生きてくれる、つまり寄生。そういうようなものがどれだけできたのかということ点を点検するということであれば、ある意味で総合化した一つの指標になる。

地域共生社会の中には、「我が事・丸ごと」と書いてあるが、結局、住民の皆さんが助け合わないとだめという、「丸投げ」みたいな感じになってしまう。そうではなくて、むしろ行政のほうが地域に出向く。いわゆるリーチアウト。一緒に住民と汗をかいたり、ベソをかいたり、そういう職員がどれだけ増えたかという様なことで計っていかないと読めないのではないか。わかりやすい指標をこれから続けて事務局で考えていただければいいのではないかと思った。

○この福祉の問題というのが、需要の面では非常に増大してきている。それに応えようと思うと、供給能力の面では限定が出てきている。その矛盾の中でどういう具合にこの問題に対応していくかというのが大きな課題になっていることは、ご指摘のとおり。殊に、認知症の問題とも関連して言えることは、例えば、90歳以上の人たちが200万人を超えるようになり、100歳代の人たちでも7万人近い人数になるようになってきて、これが時代の進化とともにさらに増大していく可能性が強くなってくると、経済成長が大体停滞している形の運営になってくると、それに応える供給能力というのを私どもは大きな限界があるということに気がつかざるを得ないことになってくる。

そういう中で日本は世界のトップを行く課題を担った国になるわけで、神戸市は殊に「市民福祉」というアプローチの仕方ですべて的に市として対応していこうという気持ちを強く持っただけに、余計課題は大きくなって来るだろうと思う。しかし、逃げるわけにはいかないし、市民福祉をうたった神戸市として、これからさらに充実した形に持っていきけるようにするためにはどうしたらいいかということをお互いに考えながら進んでいかなくてはならない。

小委員会のほうでも、いろんな苦労があると思うが、日本全体のこの市民福祉のあり方、全体に、市民福祉と呼ばなくても、福祉のあり方に問題提起をするような形で、いろんな論点をさらに詰めていただけるとありがたいと思う。

3. 報 告

(1) 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（案）について

事務局より資料6について説明

○この条例は、この委員会では報告事項で、別個の委員会で作成し、議会で承認を得るという形で運行されるのか。

●この条例については、2ページの「認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議」で、昨年5月以降議論をさせていただいており、昨年の11月に第5回の有識者会議で取りまとめいただき、その後、パブリックコメントをかけている。

その前提で、議会についても、常任委員会でその都度進捗状況を報告させていただき、議論をいただいているところ。この2月に議会へ上程をさせていただきたいというところ。

○こういう条例は、今、日本の都道府県、市の段階でいったら、神戸市が先駆的にやっているわけですか。

●政令指定都市では、初ということになっているが、全国的に言うと、JR東海で事故があった所在の愛知県の大府市が、昨年11月に認知症の条例ということで提案し、可決したと聞いている。施行日については、同じく今年の4月と聞いている。

○さしあたりは事故救済のほうからアプローチしようということか。

●大府市のほうは、私どもと体系的には、認知症を支える全般的なものというところになっていて、事故を起こした対応についても検討するということにはなっているが、具体的にその事故救済制度が出てきているわけではない。大府市には、国立長寿研究所と言って、認知症を研究する機関もあり、そこで介護予防の体操を発祥されたということもあって、そういった認知症にかかわる介護予防の取り組みを推進していく等々、事故救済に特化しているというより、認知症全般を支援するような、そういった条例の内容になっている。

●補足だが、事故救済については、神奈川県の大和市という20万ぐらいの人口の都市が、昨年の11月に、補正予算で事故救済の制度を既に作って始めている。対象の範囲が、徘徊のおそれのある認知症の方について、民間の既存の保険代を市のほうで肩がわりするという形で始めており、対象は確か300人か400人ぐらい。神戸市は、認知症と診断された方全般をやろうとしていて、責任のあるなしに関わらずというところで、先行しているところはあっている。

○神戸市の状況の中で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱというのは、どういう状況をⅡというのか。

それともう一つ。認知症というのは、治療したら治る病気か。

●1点目について。「認知症高齢者 日常生活自立度Ⅱ以上」で、介護保険の認定を受けの際に、かかりつけ医等が判断するという物差しになっており、認知症の自立度ⅠからⅡ、

Ⅲ、Ⅳ、Ⅴということで、5段階になっているが、いわゆるⅡ以上の方が認知症と判断された方ということになっている。

特に、ⅡからⅢ、Ⅳ、Ⅴというが、これをⅤとすると、下にいくほど認知症の状態が重いということだが、その自立判定度Ⅱという方は、「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」ということで、状況的には軽度の方ということ。ただ、認知症ということで介護保険の中では定義をさせていただいている。

それと、2点目について。認知症の方が治るのかというご質問だが、現在のところ進行を遅らせるというようなことは多少可能であっても、なかなか治るということは難しいというようなところが現状。

○高齢者が非常に多くなっていく時代を迎えるようになって、日本全体にとっても、神戸市だけじゃなくて、大変大きな課題になってくるだろうと思うが、それに対して配慮をしようというこの先駆的な試みというのは、非常に大事な、勇気のあるアプローチの仕方であり、大切にしなければならないと思う。先ほど、6ページ、7ページの施策が幾つかあがっているが、これがみんな「こうしたらこうなります」というような形の施策では必ずしもないと思う。

そうすると、委員会の方では、こういう施策が症状に対してはとれるという可能性についても検討の上で、こういう規定になっていると思うし、その規定を動かしていかうとしたら、どれぐらいの人が該当者になって、どれぐらいのお金がかかるのかということについても検討の上であろうとは思いますが、先ほどお話があった様に、市の福祉行政というので大変難しい課題と立ち会うということになることを、今の委員会でお決めになろうとしていると理解したらいいか。

●先ほど話があった様に、医療のことももちろん含んでいるけれども、医療以外の介護のことや、地域での支え合い等、医療だけにかかわらず、認知症全体に対しての理解を深めて、社会全体で支えていこうというようなことの施策としてやるべき施策はどんなことかということ、すべてここの条例で現在考えられるものは網羅したということがまず1点。

対象者については、先ほどの介護保険の認知症の基準の判定のⅡ以上が、大体4万7,000人、それと疑いのある方の5万人を合わせてですので、10万人弱ぐらいの方が、疑いのある方まで足しての数になる。この条例といたしては、疑いの方までも若干想定に入れながら、条例を立てており、事故救済に関しては、認知症と診断された方なので、最大

であっても4万7,000人。その診断基準をどうするのかということは、今から1年かけて検討させていただきたいと、そういうような趣旨である。

○よくわかりましたが、先ほどご指摘にあったように、「共生していく」というのが、どれだけ難しい課題を担っているかというのを現に見ているので、なかなか大変だと。言葉で言うのは「共生」というのは楽ですけども、認知症で本当に苦しんで、家族だけでは支え切れなくて、近所の人をお願いするといっても、これ以上無理だということもある。

これは、スウェーデンとか北欧の一部でやっているような付加価値税、消費税をうんと増やして、公でちゃんと処理をするメカニズムでも本当につくらないと。「共生」の言葉だけでは非常に難しい問題を担うことになる。大変な課題を担うことになるということだけは覚悟しておいて。国のほうでうんと進めてもらわないと、市の独自な能力では、税金の問題があり、今の費用の問題がございますから、どういう具合に近所の人のあるいは国の支援体制をつくれるかという、そこが大きな課題になるので、よほどまた検討させていただきたい。どうぞよろしくお願ひしたいと思う。

(2) しあわせの村のあり方検討について

事務局より資料7について説明

○ご存じのように、しあわせの村というのは、世界で他にない村で、神戸市が世界に誇れる施設の一つではないかと思う。当時の市長が3つの原則をつくり上げており、1つは、この運営によって市民福祉の向上に大きく貢献できるような施設として運営できたらいいということで、その財源としては、一つは、基金をつくって、そして、その基金の利子で運営していくことにしていこうと。もう一つは、利用していただく市民の皆さん方に費用分担をお願いして、その費用の中から資金を獲得できるようにしていこうと、残りの3分の1につきましては、神戸市が税金の中から負担をしてやっていくようにしようというので、計算上はうまくいっていたが、ご承知のように、震災でお金が要るようになりまして、かなりの金額をそちらのほうに負担をしていくというような形で、減額をさせていただいた。それから、あとの費用と、利用者の皆さん方からの費用の分担と、それから市からの費用分担というのは以前どおりにやっているわけだが、しかし、運営上も非常に難しい問題をたくさん抱えている。そういう中で、こういうしあわせの村のあり方検討プロジェクトチームというものがつくられて、そしてご努力をいただいているのではないかと思う。

○資料3ページの「村にとって、これから必要とされるもの」というところで、「子育て

支援」ということが出でおりまして、福祉の対象の多様化に対応する意味でということなるが、一方で、6ページの関係所管課のメンバーを見せていただくと、そういった「子ども」という言葉は出ているが、子ども関係のところがあるのかという気がして、もし市民全体でということを考えて、子ども関係の方もいてもいいのかなあというふうに思ったがいかがか。

●この所管課メンバーというのは、毎回出席いただく関係課を全部書いているが、こども家庭局に関しても、テーマを絞った会に関しては、これまで来ていただいている。

○5ページの最後の「むすび」のところだが、結論として、「縮小再編という道をたどるのではなく」とあって、その下にさらに「必要な財政政策や人員体制についても、検討を進めていくことが重要」と、これはどう解釈したらいいのか。縮小再編ということでないのなら、財政や人員については減らすことはないというふうに解釈していいのか。

●プロジェクトチームとしては、この村の必然性というものを再確認したので、縮小再編の道ではなく、それにふさわしい財源とか体制の確保に関しての議論をしていきたいということを見せていただいている。

○そこらはこれから議論するということか。

●はい。縮小とかという方向でなく。

○縮小ではないと、減ることはないというふうに解釈していいのか。

●はい。プロジェクトチームとしては、そういう方向性を。

○いわば30年来健診を怠ってきた。そうすると、幾つかの身体の異常が見つかったと。それに対して、まずは治療が必要なものと、それから、もっと長期にわたって体質を含めた改善が必要、そういうふうなことが見直してきたというのがこのプロジェクトチーム。そういう意味では、縮小はしないというのは、これからはもっと元気に生き続けるということを目指すにはどうしたらいいかということです。ただ、ご指摘があった様に、基金がなくなってきたということは本当に大打撃で、そして、指定管理という形で神戸市との関係になっていて、なかなか革新的な、刷新できるようなイノベーションがなかなか難しい。それで先送り、先送りされてきた。とりわけ振興協会が主軸を担っているわけだが、振興協会自身のあり方も、ここの人員体制も、財政政策も、並行して振興協会のあるべき姿ということも別のプロジェクトで検討させていただきながら、お金の問題と、それから組織のマネジメントの問題を中心にしながら、しあわせの村の新たな展開、また市民福祉条例の一つの具体的なシンボルなので、これをどんなふうな形で市の内外に発信していくか、そ

して市民の福祉に貢献できるかという新たな姿をぜひ模索すべきであろうというのが、今の段階でのこのチームでの検討です。ですから、縮小というのはありません。むしろどんな形でもこ入れを、神戸市を初めとして、市民の皆さんにしていいただけるかということに期待したいと思っている。

○議員の内側の組織の中に外郭団体に関する特別委員会という審査機関がある。神戸市の外郭団体に関しては、毎年のように審査をしているが、今回の中間報告を聞いて、1点信じられないような文言がある。3ページの(3)議論の中で浮かび上がった村の課題ですけれども、広報プロモーション機能の向上で、「村内に何があるかがあまり知られていない」ということだが、ご存じのとおり、「しあわせの村通信」という広報紙を毎月つくっているし、それによって、特別委員会の範囲内においては、広報に力を入れていると、しあわせの村というものの認知をどんどん広げるといふような報告を受けておる中に、でも、やっぱり足りませんでしたとここで報告されているというのは、非常に歯がゆい気持ちがある。

しあわせの村というものがマスコミに取り上げられた回数とかカウントしているのか。

●ただいま市民福祉推進課のほうでは数字のほうは持っておりませんが、振興協会のほうにも確認はしたいと思う。

それと、1点目の「村内に何があるかあまり知られていない」というこの指摘だが、下のほうにあるコミュニティミックスのところにある「目的が固定化され」というところとも関連してくるが、どうしても自分の行きたいところだけ知っていて、ほかのところに関心がないとか、そういった人たちにうまくほかの施設に対して興味を持ってもらえるようなことがやや足りないのではないかという指摘を受けたというようなどころがある。広報に関しては、力を入れているところである。

○そういうことももちろん含めてだが、議員の中でも、しあわせの村というものの機能を相当誤解しているところがある。ここも一つ内側から理解を改める必要があると思う。視察はするが、結局、一部の部分しか見せていただけでなくて、全体的なものは見たことがない。ちょうど折も折、2020年のパラリンピックというものが一つのキーワードになるかと思うが、今後、もっとマスコミに対するプロモーション、神戸にしあわせの村というものがありますと、そして、このしあわせの村という機能を利用して何かしませんかというふうな呼び込みの作業をもう今始めないと間に合わないと思う。そういった部分が、危機感を我々も持っているがゆえに、この広報プロモーション機能の向上という報告は非常

に残念でなりませんという感想を一言つけ加えておく。

●本当にポイントを得たご指摘をいただいて、ありがとうございます。外郭団体の特別委員会は、あくまで指定管理者である市民福祉振興協会が質疑に立っており、振興協会側から見た視点。例えば、しあわせの村の中の医療介護連携推進財団のリハビリテーション病院というのは、指定管理外になる。ところが、実際は村の中核施設。同じような問題が幾つかありまして、例えば、神港園のしあわせの家で、実際に利用していただいている、入所や通所したりしている人は、「しあわせの村を利用したよ」って言っている。指定管理制度をとると、どうしてもそういうふうなことがあり、その指定管理制度も含めて見直してはどうかというのをあくまで今回いただいたわけである。

我々のほうも、このプロジェクトチームのご指摘に従いまして、今回の予算では、そういったことを市会の先生方も含めて議論いただけるような予算提案を考えておりますので、ぜひ30周年を迎えてそういう形で議論いただきたい。

実は市会にもあまりまだ報告できてないが、これは本来、我々としては、条例を所管する市民福祉調査委員会のほうでご報告してからという気持ちでございましたので、認知症条例と違いまして、ご報告を怠ったということは、この場でお詫びします。

あと、認知症も含めて、広い意味での市民福祉に関する議論は、この調査委員会ですでいただくべきものと思っているので、例えば条例の施行後具体的な施策を考えてまいります。その場合、市民福祉の視点から見てどうかというのは、常にこの委員会でご議論させていただきたいというふうにつけ加えて思いますので、よろしく願いいたします。

○お金のつぎ込み方で言うと、前は給付型だったが、そういうお金のつけ方ではなくて、投資型ということなんですかね。そうなると、福祉部局だけでいけるのか、ほかの経済局とか何か巻き込んでやれる話なのか、ちょっとそのあたりが気になるところ。

イメージとしては、シェア金沢のようなごちゃまぜ福祉という。要するに、いろんな人が、NPOもやってくれば、社会福祉法人が総合的に経営しているわけだけど、銀行も融資してくれるとか、こういうやり方をイメージしたが、マーティングをしっかりとやらないと、やったけどこけたとかになると、一体どうなのかみたいなことになるので。

●30年後ですから、当然それはしております。ただ、収益性に関しては、市民福祉振興協会が中心となってやる限りは、公益財団法人なので、その収益ということにちょっとブレーキがかかりまして、儲ければいいという話にはならない。だから、そこら辺はまたどういうJV方式にするのか工夫が要るかと思う。

とにかく旧来のしあわせの村のイメージだけではだめで、4ページの5行目に「リ・ブランディング」ということで、やはり新たな方向性というものをきちっと描いた上で、そして、それを内外に発信する。それを、先ほど議員のご指摘にもありましたように、ネットも含めた、広報紙だけじゃなくて、そしてマスメディアだけではなくて、広く市民に浸透するような方向でリ・ブランディングをやっていくべきだというのが今までの到達点で、そのリ・ブランディングなり、そういう機能をどんなふうな形で展開するのかというのを残り2～3回でまた議論しようということであります。